

給与支払者の皆様へ

令和6年度

給与支払報告書の提出について

平素から、本市税務行政につきましては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
本年中に給与の支払いをされた事業所様におかれましては、支払いをしたすべての方について給与支払報告書を作成するとともに、各市町村へご提出いただくこととなっております。
つきましては、下記のとおり、給与支払報告書の作成及び提出をしていただきますようお願い申し上げます。

北九州市ではeLTAX（電子申告）の利用について推奨しています

基準年(令和6年1月に提出する給与支払報告書の場合は、令和4年)において、税務署に提出した所得税の源泉徴収票の合計枚数が100枚以上の給与支払者は、電子申告等による提出が義務付けられています。
なかでもeLTAX(エルタックス：地方税ポータルシステム)は入力・計算誤り等の防止機能や、複数の市町村への一括提出など、大変手軽で便利です。電子申告等を義務付けられている事業所様以外でもご利用できますので、ぜひご利用をご検討下さい。※詳しくは、eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

1 給与支払報告書の作成及び提出の対象となる方（給与受給者）

令和5年1月から令和5年12月までに給与を支払った方全員が対象となります。
本年中に退職された方も、その支払総額が30万円を超える場合は対象となります。（30万円以下の退職者につきましては提出の義務はございませんが適正な課税を行うため、提出の御協力をお願いします。）また、本年中の所得等について税務署の確定申告をされる方につきましても、給与支払報告書の提出が必要です。

2 提出先市町村

給与受給者の令和6年1月1日現在における住所地の市町村（退職者につきましては退職時の住所地の市町村）に提出して下さい。
1月1日の住所地については、必ず給与受給者の方に確認をお願いします。
なお、住所地とは、通常、住民票の所在地となりますが、住民票の所在地以外を生活の本拠としている場合は、本拠地の住所地の市町村に提出していただくことになります。

3 提出書類（※提出方法は「7 提出方法及び記入方法」を参照）

- 給与支払報告書(総括表) ※各区役所ごとに分けずに、市でまとめて提出して下さい。
- 給与支払報告書(個人別明細書) ※1人につき1部提出して下さい。
- 普通徴収申請書 ※「普通徴収」とする方がいる場合は必須です。提出がない場合は特別徴収になります。

4 提出期限

令和6年1月31日(水) ※期限後の提出の場合は、税額通知書の送付が遅くなり、通常6月に開始される特別徴収の開始月が遅れる場合があります。

5 提出先 (No.3 提出書類の提出先) ※送付(郵便・信書便)による提出については、下記へお願いいたします。

〒803-0812
北九州市小倉北区室町1丁目1-1
リバーウォーク北九州3階
北九州市財政局課税第二課特別徴収係 宛
電話 093-967-6951
※電話番号のお掛け間違いのないようご注意ください。

＜ご注意＞
当課専用の無料駐車場は、ございません。
お車でお越しになられる場合は、建物内等の有料駐車場をご利用ください。
※提出先の地図等は、No.6に記載の北九州市HPの「特別徴収に関する問合せ及び届出書類等について」をご確認下さい。

〒803-0812
北九州市小倉北区室町1丁目1-1
リバーウォーク北九州3階
北九州市財政局課税第二課特別徴収係 宛
（給与支払報告書在中）

803-0812
北九州市小倉北区室町1丁目1-1
リバーウォーク北九州3階
北九州市財政局課税第二課特別徴収係 宛

6 提出書類の入手方法

11月下旬に、北九州市から指定番号が予め印刷された総括表と普通徴収申請書（下記イメージ参照。）を郵送いたしますのでそちらをご利用ください。

（指定番号が予め印刷された総括表・普通徴収申請書）

※北九州市から上記の総括表が届かない場合は北九州市のホームページ等より入手可能な白紙の総括表、普通徴収申請書（下記イメージ参照。）をご利用ください。

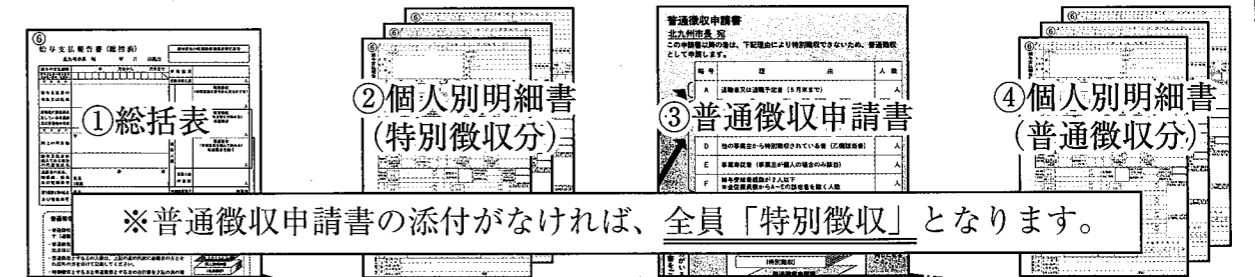
〈白紙の総括表・普通徴収申請書〉

入手方法

- 北九州市ホームページ (<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/>) 内のサイト内検索に「特別徴収に関する問合せ及び届出書類等について」と入力
- 総括表又は普通徴収申請書を選択し、ダウンロード後印刷

7 提出方法及び記入方法

①総括表を表紙に、矢印方向に重ねて一束にして提出してください。①→②→③→④



令和6年1月1日現在の事業所の総人数
特別徴収の方の人数
普通徴収の方の人数
※普通徴収申請書の合計数と一致すること。
報告人員の合計数
※添付する個人別明細書の枚数と一致すること。
担当者の氏名・電話番号
作成を依頼した関与税理士等への問い合わせを希望される場合は、その連絡先を下枠に記入してください。

※裏面では給与支払報告書（個人別明細書）の記入方法について説明しております。提出前にご確認ください。
※個人事業主である給与支払者が窓口への持参提出を希望する場合、個人番号を記入の上、マイナンバーが記載された公的書類及び来庁者の本人確認書類を窓口にて提示ください。

給与支払報告書（個人別明細書）の記載イメージ

※区分		※種別		※整理番号		※	
支払を受ける者住所		北九州市小倉北区 大手町1番1号		(受給者番号) E-33-1834-4001		(個人番号) 123456789012	
氏名		北九浩司		(フリガナ) キタキユウ ヒロシ			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額			
給与・賞与	7 680 000	5 812 000	4 060 409	0			
源泉控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数	
老人		360 000		特定 老人 3		障害者の数(本人を除く。)	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
700 409		120 000		50 000		87 550	
③ (1)北九 五郎 (2)北九 太郎(年少) 前職 ○○会社 支払 ○○円 社保 ○○円 税 ○○円							
新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額	
30,000		110,000		20,000		旧個人年金保険料の金額	
住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)	
1		27 8 1		住(特)		20,000,000	
住宅借入金等特別控除可能額		居住開始年月日(2回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	
200,000							
源泉・特別控除対象配偶者		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額		旧長期積立保険料の金額	
氏名 北九 花子		960,000		基礎控除の額		所得金額調整控除額	
個人番号 345678901234				6		7	
1 氏名 北九 一郎		1 氏名 北九 春子		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号		(1) 234567890123	
個人番号 456789012345		個人番号 890123456789					
2 氏名 北九 二郎		2 氏名 北九 夏子					
個人番号 567890123456		個人番号 901234567890					
3 氏名 北九 三郎		3 氏名 北九 秋子		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号		(2) 123456789011	
個人番号 678901234567		個人番号 012345678901					
4 氏名 北九 四郎		4 氏名 北九 冬子					
個人番号 789012345678		個人番号 123456789013					
外国人		死亡退職者		災害者		本人が障害者	
						⑧	
支払者		住所(居所)又は所在地		氏名又は名称		(電話)	
		北九州市小倉南区若園五丁目1-2		○○産業株式会社		093-000-0000	

※令和5年8月1日現在の記載イメージです。記載方法は未定ですが、税制改正により退職所得等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等の記載が予定されています。

給与支払報告書（個人別明細書）の書き方

令和5年中に給与を支払った方の明細書を作成してください。(確定申告される方の分も作成してください。)
ここでは、抜粋した注意点のみ説明しています。詳細については、国税庁のホームページ (https://www.nta.go.jp/) をご覧ください。作成に当たっては、「令和5年分 給与所得に対する所得税源泉徴収簿」をもとに作成してください。

注意箇所 左側のイメージの番号をご確認ください。

①【給与所得控除後の額(調整控除後)】○年末調整をした受給者のみ記載してください。
給与所得控除後の給与等の金額を記入してください。なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、⑦所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記入してください。⑦の記入がない場合は控除の適用を受けられません。

③【摘要欄】

1 所得金額調整控除の適用がある場合は、摘要欄に下記のとおりご記入ください。

要件	記入方法
本人が特別障害者	記入不要 (ただし、「本人が障害者」(⑧の左側)の「特別」の欄に「○」をつける)
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) 例)北九 花子(同配)(※)
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整) 例)北九 太郎(調整)(※)
扶養親族が年齢23歳未満	

※「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が、「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄、「16歳未満の扶養親族」欄に記入されている場合は摘要欄への記入は省略できます。

2 前職の給与など他社分の給与を含めて年末調整をしている場合は、必ず、「前職支払者名」、「支払金額」、「社会保険料額」、「源泉所得税額」を記入してください。◎記入漏れにより、住民税の税額に影響が出ている例があります。ご注意ください。

3 租税条約に該当し、住民税を免除とする場合は、必ず「日〇租税条約第〇〇条該当」と記載してください。(例)日中租税条約第21条該当) また、「租税条約に関する届出書」の写し(税務署の受付印があるもの)を併せて提出してください。

※所得税の「租税条約に関する届出書」を税務署へ提出するだけでは、住民税の課税免除の適用は受けられません。

④【住宅借入金等特別控除(市県民税)の適用を受ける方】○年末調整をした受給者のみ記載してください。

必ず、住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日、住宅借入金等特別控除区分を記入してください。

◎記入がない場合、控除は適用されませんので必ずご記入ください。

・「特定取得」に該当する場合は「(特)」を、「特別特定取得」に該当する場合は「(特特)」を、「特例特別特例取得」に該当する場合は「(特特特)」を区分欄に追記してください。

・控除区分が「増」の場合、市県民税の控除対象外です。◎今一度、住宅借入金等特別控除の区分を確認してください。

⑥【基礎控除の額】○年末調整をした受給者のみ記載してください。

給与所得者の基礎控除申告書		記入方法
合計所得金額の見積額	基礎控除の額	
2,400万円以下	48万円	記入不要
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	320,000
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	160,000
2,500万円超	なし	0

◎基礎控除の額が48万円の場合は、⑥に記入する必要はありません。

⑦【所得金額調整控除額】

○年末調整をした受給者のみ記載してください。
所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記入してください。記入がない場合は控除の適用を受けられません。

⑨【元号】

受給者の生年月日の元号を漢字で記入してください。

②⑤【配偶者控除・配偶者特別控除の記入方法】

●控除対象配偶者がいる場合

・②の「有」に○をつけ、「配偶者(特別)控除の額」に⑤の「配偶者の合計所得」に応じた控除額を記入してください。
また、控除対象配偶者が70歳以上の場合は「老人」にも○を記入してください。

・⑥に「氏名」、「フリガナ」、「個人番号(マイナンバー)」及び「配偶者の合計所得」について記入してください。

●控除対象配偶者ではなく、配偶者特別控除の対象配偶者がいる場合

・②の「配偶者(特別)控除の額」に⑤の「配偶者の合計所得」に応じた控除額を記入してください。※「有」に○はつけません。

・⑥に「氏名」、「フリガナ」、「個人番号(マイナンバー)」及び「配偶者の合計所得」について記入してください。

※②の「配偶者(特別)控除の額」に控除額の記入がない場合、配偶者(特別)控除の適用を受けられません!必ずご記入ください。

⑧【寡婦・ひとり親控除の額】○年末調整をした受給者のみ記載してください。

各欄について受給者が該当する事項がある場合に○を記入してください。※印は受給者が女性の場合のみ適用されます。

	配偶関係		死別		離婚		未婚のひとり親
	本人合計所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	
ひとり親控除	子	○	35万円	—	35万円	—	35万円
寡婦控除	親族	有	子以外	(※)27万円	—	(※)27万円	—
		無	(※)27万円	—	—	—	

◎住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は対象外となります。